

(仮称) 地域共生ステーション整備基本構想

令和4年12月

- ▶ 目次
- ▶ 1 社会背景・福祉を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・ 3
- ▶ 2 地域共生社会づくりの必要性・・・・・・・・・・・・・ 5
- ▶ 3 高槻市の取組（地域福祉計画の改定とモデル整備の検討）・・・・・・・・・・・・・ 6
- ▶ 4 整備予定地・・・・・・・・・・・・・ 8
- ▶ 5 （仮称）地域共生ステーションの整備で目指すもの
 - ▶ 5-1 整備にあたっての基本的な考え方と空間コンセプト・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ▶ 5-2 機能とイメージ・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ▶ 5-3 （仮称）地域共生ステーション未来予想図（1）土地利用計画・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ▶ （2）事業展開等・・・・・・・・・・・・・ 12
- ▶ 6 整備手法・運営手法について・・・・・・・・・・・・・ 13
- ▶ 7 整備スケジュール・・・・・・・・・・・・・ 14
- ▶ 8 運営開始に向けた市民参加の取組・・・・・・・・・・・・・ 14
- ▶ 9 検討経過・・・・・・・・・・・・・ 14

はじめに

この構想は、地域共生社会のモデルとなる「（仮称）地域共生ステーション」を整備するにあたり、整備地における基本的な機能や事業展開の方向性を定めるものです。

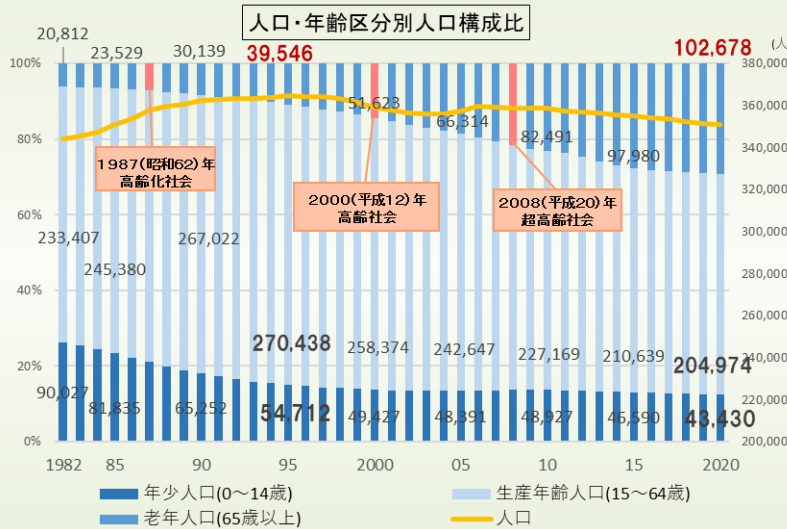
策定にあたっては、地域住民やコミュニティ、地区福祉委員会等の地域共生社会づくりの参画主体となる関係者をはじめ、障がい者団体等の意見を募り、より幅広い視点から事業展開等を検討しました。

今後の敷地内の土地利用計画案や、PPP／PFI検討を行う基本計画の策定に向けて、その基礎となるものです。

1 社会背景・福祉を取り巻く環境

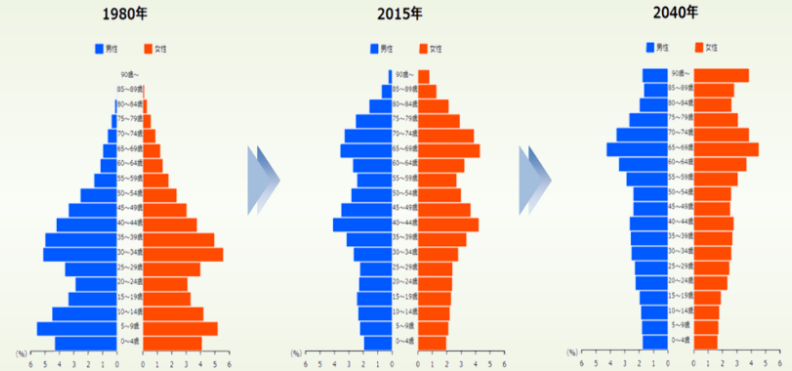
全国的にも少子高齢化や人口減少の進行に加え、核家族化の進行や単身高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、住民同士のつながりが希薄となっており、福祉ニーズが多様化・複雑化など個別の福祉制度のみでは十分な解決が図れない事例や制度の狭間の問題が生じるなど、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市の人口構造も同様の傾向にあり、高齢化率は年々上昇して令和3年9月末現在で29.3%（令和4年9月末現在で29.4%）となっており、全国の28.9%を上回っています。



資料：高槻市統計書より作成

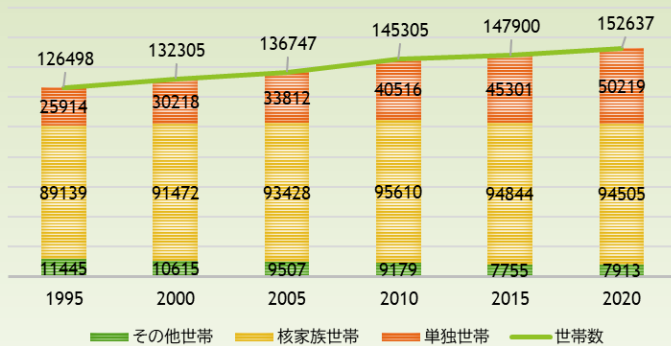
人口ピラミッドの変化の推移



資料：地域経済分析システム

- ・ 人口は 35万人程度で推移
- ・ 1995(平成7)年をピークに緩やかな減少傾向
- ・ 2020(令和2)年の老年人口は1995(平成7)年と比べて2.6倍に増加
- ・ 生産年齢人口、年少人口は減少
- ・ 1960年頃（昭和35年頃）から全国にもまれにみる人口急増を経験
- ・ 急増した人口は、働く世代やその子どもが中心約50年以上が経過し、高齢者世代へ
- ・ 人口推計では2065（令和47）年に人口231,257人、高齢化率39.5%（高槻市人口ビジョン(令和3年2月)）

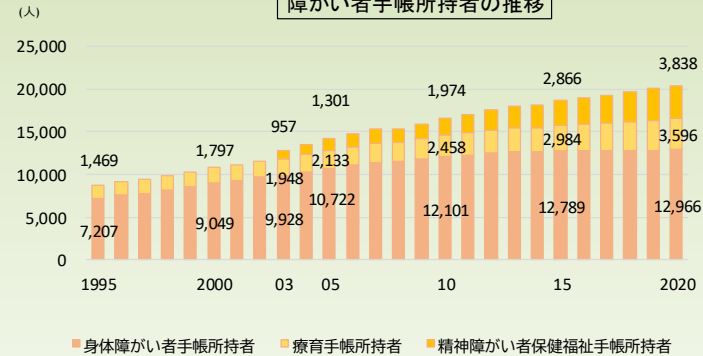
世帯数の推移



資料：国勢調査より作成

- ・核家族化が進行し、その後の単身世帯へ移行
- ・単身世帯数は全体の約3分の1を占める
- ・三世帯世帯などその他の世帯の数が一貫して減少

障がい者手帳所持者の推移



資料：高槻市統計書より作成

障がい者手帳所持者数は、どの区分でも増加傾向

- ・身体障がい者手帳所持者は約 5,800人増 (対1995(平成7)年)
- ・療育手帳所持者 2,100人増 (対1995(平成7)年)
- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者は約 2,900人増 (対2003(平成15)年)

※障がい者数は高齢化に伴い増加する傾向にあります

- ・核家族化や共働き世帯の増加などによる子育ての孤立化
- ・高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯の増加などによる家庭機能の低下や高齢者の孤立化
- ・ライフスタイルの多様化等による地域でのつながりの弱まり
- ・日常生活における不安や悩みを相談できる相手がいない
- ・世帯の状況の変化を周囲が気付き支えるという人間関係の希薄化

⇒介護と育児のダブルケア、8050問題などの近年の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題発生・表面化

2 地域共生社会づくりの必要性

➢高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとの公的支援では対応できないケースが増加

⇒縦割りの限界、公的支援を「個別制度の充実」から「包括的な支援」へ

➢社会的孤立や身近な生活課題（電球の取り換え、ゴミ出しなど）、軽度の認知症など、制度の狭間の課題が表面化

⇒「つながり」の再構築の必要性

➢今後も、さらなる高齢化により多くの人の生活の中心が職場から地域に移っていく中で、人々の生活基盤となる「地域」の重要性が一層高まる

⇒住民が地域でつながり、支え合う取組みを育んでいく事が必要



地域共生社会への移行が必要

地域共生社会とは

(厚生労働省HP)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化、複合化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

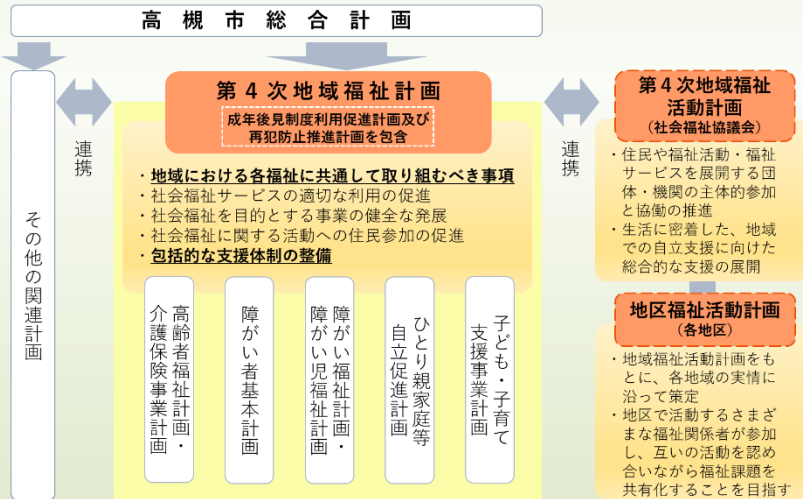


3 市の取組（地域福祉計画の改定とモデル整備の検討）

（1）地域福祉計画の改定

- ▶ 令和3年3月の第4次地域福祉計画の改定において、それまで取り組んできた「すべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」という基本理念を継承することに加え、新たに地域共生社会の実現に向けて、地域福祉計画を各福祉分野の「上位計画」に位置付け、“地域福祉”の視点から、共通する取組や、今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めました。そして、各福祉分野の個別具体的な施策をこの地域福祉計画と調和を図りながら推進していく体制へと変更し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

▶ <行政計画体系図（福祉関係）>



▶ <行政計画年度（福祉関係）>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域福祉計画・地域福祉活動計画	H28～								
高齢者福祉計画・介護保険事業計画									
障がい者基本計画	H27～								
障がい福祉計画・障がい児福祉計画									
ひとり親家庭等自立促進計画									
子ども・子育て支援事業計画	H27～								

〈関連する計画〉

資料：第4次地域福祉計画より抜粋

(2) 地域福祉計画の3つの基本目標と方針 目指す社会像

基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる

- | | |
|---|--|
| <p>方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり</p> <p>方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり</p> <p>方針3 権利擁護の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる場所(人)が身近にあります(います)。 ○ 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。 ○ すべての人が個性や権利を尊重され、その人らしい生活を住み慣れた地域でおこなっています。 |
|---|--|

基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる

- | | |
|---|--|
| <p>方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化</p> <p>方針2 地域の交流の場づくり</p> <p>方針3 災害時要援護者支援体制の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体と手を取り合い、自身の住む地域の状況や課題を皆で 把握し、解決できる地域となっています。 ○ 誰もがつながり、孤立しない、安全・安心な地域となっています。 ○ 誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所が身近にあります。 ○ 災害時に災害時要援護者の支援が円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係づくりができています。 |
|---|--|

基本目標3 地域や福祉の人材をつくる

- | | |
|---|---|
| <p>方針1 地域福祉活動を支える人材づくり</p> <p>方針2 人権施策及び福祉教育の推進</p> <p>方針3 情報提供・発信の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の福祉を支える活動に幅広い層の人が参加しています。 ○ 一人ひとりが地域や福祉を担う一員として、お互いに認め合う意識が育まれています。 ○ 地域や福祉に関する情報を、誰もが適切に得られています。 |
|---|---|

(3) 高槻版 地域共生社会モデルの整備検討

令和4年度から地域福祉計画に記載する3つの目標を達成できるような空間をモデル的に整備することの検討を開始。地域共生社会の実現に向けて、整備されたモデル空間での取組や成果を市全域に広げることが目標とします。

4 整備予定地



- ▶ 面積
約20,000㎡
- ▶ 用途地域
第1種中高層住居専用地域
- ▶ アクセス
JR高槻駅から 市バス約25分
JR摂津富田駅から 市バス約15分
- ▶ 主な近隣公共施設
芝生すこやかテラス
(老人福祉センター)
寿栄コミュニティセンター
玉川牧田コミュニティセンター
女瀬川南コミュニティセンター
柳川コミュニティセンター
柳川中学校 寿栄小学校
柳川小学校 玉川小学校
芝生小学校 丸橋小学校
総合スポーツセンター 等

▶ 地域の特色

地区コミュニティと地区福祉委員会などが連携して、祭りや運動会、文化祭を実施しているなど、地域活動や地区福祉活動が活発である。

5 (仮称) 地域共生ステーションの整備で目指すもの

5-1 整備にあたっての市の基本的な考え方と空間コンセプト

(1) 市の基本的な考え方

生活上の困難を抱える高齢者や障がい者、子どもなどが、地域において生きがいや希望をもち、安心して生活を送ることができるよう、支えが必要な人に寄り添う地域社会をつくる観点から整備を進めます。

(2) 空間のコンセプト

(仮称) 地域共生ステーションで過ごす人、訪れる人、すべての人が

- ・安心して過ごせる空間であること
- ・人や地域社会と関わり合いを持てること
- ・希望を持ち、夢を育める機会があること
- ・地域や訪れる人のために役割をもてること



写真：厚生労働省HPより

5-2 機能とイメージ

(仮称) 地域共生ステーション

にぎわい創造機能

～地域や様々な人の集い～

教育機能

～地域福祉活動を支える
人材づくり、啓発の促進～

福祉機能

～あらゆる世代の福祉と
これまで手の届いていなかった人
への支援～

交流創造機能

～年齢や障がいの有無に
かかわらず交流～

防災機能

～災害時にも柔軟に機能を発揮～

(仮称) 地域共生センター・広場

様々な交流イベント
(きっかけの創造)

つながる・ふれあう
知り合う・共に過ごす

高槻版 地域共生社会モデル

○福祉機能・・・高齢者、障がい者、子どもの福祉施設や福祉事業
⇒施設の種別や設置数等については、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、
高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等に
基づき今後検討。

○にぎわい創造機能・・・地域の方たちも日常的に過ごせる楽しめる施設・場所
⇒民間事業者へのヒアリングを行い、担い手を募集予定。

○交流創造機能・・・年齢や障がいの有無にかかわらず集い・交流できる場所
⇒地域や関係団体等の意見を聞きながら、つながりの再構築等に向けて様々な
取組みを実施予定。

○教育機能・・・近隣小中学校との教育連携活動、講座開催、将来の福祉
人材づくり
⇒地域福祉計画、教育振興計画等に基づき、社会教育分野、学校教育分野と連
携を図りながら、様々な取組みを実施予定。

○防災機能・・・災害時に避難することが難しい方に向けた防災機能
⇒具体的には地域防災計画等と整合を図りながら機能を検討。

5-3 (仮称) 地域共生ステーション未来予想図 (1) 土地利用計画

農福連携

高齢者や障がい者の農業体験・就労ができる農福連携ゾーンは、敷地の北西部に設置。



屋根付き広場

センターから広場に出るところは、雨の日でも健康体操などができる屋根付き広場。



外周園路・散策路

敷地内移動は、園路+車いす優先レーン付き。散歩・ジョギング・健康ウォークができるよう周回可能な形を予定。



(仮称) 地域共生センター

センターは様々な活動拠点として、訪れやすいエントランス付近に配置予定。

エントランス

メインエントランスは、バス通りからの動線や住宅地との関係を考慮して、敷地南西部に設置。エントランス付近にロータリーや駐輪・駐車場を設置予定。



福祉施設

介護サービス・グループホームなどは、敷地の北部に配置。福祉の仕事体験や福祉避難所としての機能も想定。具体的な施設種別等は、今後、関係行政計画に基づき検討します。

広場

敷地の中央には広い約9,000㎡の広場。様々なイベントや催し物、障がい者スポーツもできるスペース。雨や日差しを遮り、活動・休憩ができる広い屋根設置を検討。



インクルーシブ広場

誰もが遊べる遊具を設置したインクルーシブ広場を、川添公園との一体利用やセンターテラスと一体的空間となる場所に配置予定。



※この資料は整備検討に向けた基本構成を示すものです。具体的には、詳細な検討・設計によって決定しますので、内容等が変更になることがあります。また、写真等はイメージです。

5-3 (仮称) 地域共生ステーション未来予想図 (2) 事業展開等

まると相談窓口

困りごとを気軽に相談

エントランスホール (仮称) 地域共生センター

エントランス解放空間、展示等スペースや、みんなの居場所と一体的に利用(交流スペース)。催物コーナーイベントも。

展示・図書・啓発コーナー

障がい者アート展示や子ども絵画展示、その他の地域共生展示やパンフレット配架など。



多目的ホール・避難所・備蓄倉庫

発表会や各種催し物、大規模な合同研修など様々なことに活用できる多目的室。災害時には通常の避難所で過ごすことが困難な人たちにに向けた避難所。

eスポーツ体験

eスポーツ体験、介護予防やリハビリ活用、ハンデゼロでの競技で生きがい創出、ゲームを通しての多世代交流も。

みんなの居場所

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も気軽に来れて、ともに、または思い思いに過ごせる場所。

障がい者スポーツ教室

専門の設備と専門指導員が教室開催。社会参加を超えて、スポーツ大会出場を目指す。インクルーシブなスポーツの体験教室も。

スマホ教室



講座開催

生活困りごとマッチング

外出介添ボランティアや中間的就労で買い物やゴミ出しのお手伝い。



もてきん体操

畑活プロジェクト



障がい者・多世代アート 展示会

コ・ワーキングスペース

インクルーシブな供用オフィス。障がい者の就労訓練も。



障がい者アート(絵画) ・スポーツ室

障がい者アート部屋。専門の環境と講師で教室開催。作品は、展示スペースやイベントで。

つどいの広場 (地域子育て支援拠点施設)



マルシェ・ フリーマーケット

障がいのある方や地域の方が作った商品の展示や販売会。

カフェ・ベーカリー等 (障がい者就労)

ステーション農産物利用
子ども食堂機能付(週1日以上)



福祉の仕事体験



※この資料は整備検討に向けた基本構成を示すものです。具体的には、詳細な検討・設計によって決定しますので、内容等変更になることがあります。また、写真等はイメージです。

6 整備手法・運営手法について

1 高槻市における「PPP／PFI手法導入における優先的検討に係る指針」

本市においては、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP／PFI 手法を導入するため、平成29年3月に「PPP／PFI手法導入における優先的検討に係る指針」を策定している。（仮称）地域共生ステーションの整備は、PPP／PFI手法の導入を検討すべき事業に該当するため、今後、当該検討を行ったうえで、整備・運営手法を決定します。

< 「PPP／PFI手法導入における優先的検討に係る指針」 >

区分	種類及び基準
(1)右のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又はプラントの整備等に関する事業 ・利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
(2)右のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。） ・単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
(3)その他、検討を行うことが適当と思われるもの	

2 整備・運営手法検討に向けた基本的な考え方

（仮称）地域共生ステーションは、高槻版の地域共生社会モデルとして、市及び高槻市社会福祉協議会のほか、地域福祉の担い手となる市民や、地域の各種団体等など、多様な主体が運営に関わり、連携・協力していくことが重要です。

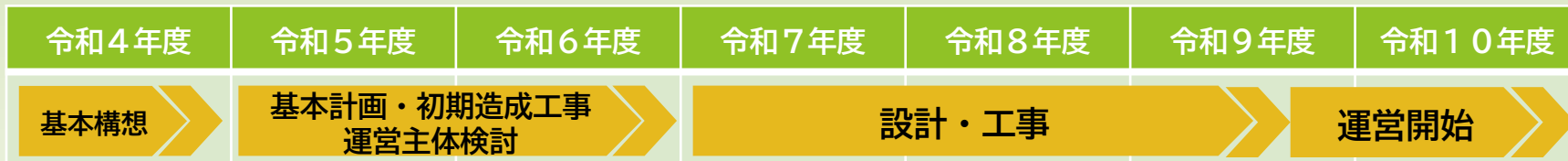
地域福祉の充実として、市民が安心感を得られることに加え、新しい連携企画や最新の技術（スマホアプリなど）を活用した取り組みなど、柔軟な事業展開も必要と考えられます。

このため、整備や運営手法の検討にあたっては、工事期間中の近隣在住者の生活負担や早期の実現を期待する声を考慮しつつ、以下の点を基本的な考え方として、決定することとします。

<考え方>

- ・多様な主体が積極的に運営に関わっていける仕組みが必要
- ・新しい社会づくりに向けた柔軟な発想や迅速性が必要
- ・政策目的達成のための公的関与が必要
- ・地域福祉の充実として市民が安心感を得られることが重要

7 整備スケジュール



8 運営開始に向けた市民参加の取組

(仮称)地域共生ステーションは、地域共生社会の実現に向けた取組です。行政だけでなく、市民や事業者、多様な主体の参画により整備を進めていきます。

そのため、広報誌やHPを通じて広く市民の方々にお知らせすることや、愛称の募集（(仮称)地域共生ステーション、広場など）、プレイバントなどを行い、運営開始までの間、気運醸成に取り組みます。

9 検討経過

- 令和3年度
- ・庁内関係課による事業化に向けた検討会議
 - ・アセットマネジメント推進本部会議にて整備候補地の決定
 - ・令和4年度施政方針にて、整備検討を公表
- 令和4年度
- ・庁内検討会議設置（全6回開催）
 - ・6月 福祉企業委員会協議会報告
 - ・社会福祉審議会 地域共生社会推進部会 報告（6月）
 - ・関係団体等説明（23団体） ※10月末現在
 - ・パネル展示式地域説明会（8月21日、22日）
 - ・9月 福祉企業委員会協議会報告
 - ・社会福祉審議会 地域共生社会推進部会 意見聴取（10月）
 - ・寿栄川添フェスティバル 説明ブース出展（11月3日）
 - ・事業者ヒアリング